青森県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について

主な改正点

- ・認知症介護基礎研修の受講義務付け
- ハラスメント対策の強化
- •業務継続に向けた取組の強化
- 感染症対策の強化
- 高齢者虐待防止の推進

(1)認知症介護基礎研修の受講義務付け

青森県有料老人ホーム設置運営指導指針

第7(2)職員の研修

二 介護に直接携わる職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。なお、この措置の適用については、令和6年3月31日までは努力義務であること。また、新たに採用した職員については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに当該研修を受講させること(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務であること。)。

(2) ハラスメント対策の強化

第7(3)職員の衛生管理等

二 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するために、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講ずること。

また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。

(3)業務継続に向けた取組の強化

第8(5)業務継続計画の策定等

イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

なお、当該措置の適用については、令和6年3月31日までは努力義務である こと。

(3)業務継続に向けた取組の強化

第8(5)業務継続計画の策定等

□ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

八 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

(4) 感染症対策の強化

第8(7)衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。なお、当該措置の適用については、令和6年3月31日までは努力義務であること。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。

(4) 感染症対策の強化

第8(7)衛生管理等

- ロの感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 八 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(5) 高齢者虐待防止の推進

第9(4)

設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施すること。なお、口から木に示す虐待防止のための対策を検討する委員会の開催等については、令和6年3月31日までは努力義務であること。

イ 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策 に協力すること。

(5) 高齢者虐待防止の推進

第9(4)

- □ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 八 虐待防止のための指針を整備すること。
- 二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ホ ロから二までに掲げる措置を適切に実施するための<mark>担当者を置く</mark>こと。
- へ その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢 者虐待の防止等のための措置を講ずること。

青森県有料老人ホーム設置運営指導指針 (全文)

青森県有料老人ホーム設置運営指導指針

この指針は、青森県内において有料を人木ーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料を人木ームのうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項に規定する中核市に所在するもの以外のものをいう。以下同じ。)の設備及び運営を行う者に対して県が行う推測に関し必要な事項を定めるものとする。

1 用語の定義

この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 有料素人ホーム 業人福祉法第29条第1項に規定する施設
- 二 有料業人ホーム事業 業人を入開させ、次のイから二までのいずれかをする事業
- イ 入浴、排せつ又は食事の介護
- ロ 食事の提供
- ハ 洗濯、掃除等の家事の供与
- 一機康管理の供与
- 三 サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料表人ホーム
- 四 サービス付き高齢者向け住宅事業 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の規定に基づき、高齢者を入 関させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を含むために必要な福祉サービスを提供する 事業として書録を受けている事業
- 五 設置者 有料セ人ホームの設置者 (複数の事業者が協同して有料セ人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託 を受けた事業者を含む。)
- 六 管理者 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者(有料老人ホームの施設長、

指針全文(別資料)の赤字部分が 改正になった部分です。